

あけまして
おめでと
う
ござい
ます



高井会計だより

編集 発行人
税理士
高井直樹
事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント マッチング拠出

確定拠出年金の掛金を企業が拠出する「企業型」に、従業員本人の掛金拠出（企業拠出への上乗せ）を本年1月1日から認めるもの。拠出金額は所得控除の対象となります。ただし、従業員本人の拠出金額は、その企業型の拠出限度額の枠内、かつ、事業主拠出金を超えない範囲内であればなりません。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7~12月分）
1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）
1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

経営者としてでは済まされない

知らない



暴力団排除条例

全都道府県で施行

東京都では、平成二十三年十一月一日、「東京都暴力団排除条例」が施行されましたが、これにより四七都道府県全てで暴力団排除条例が施行されたことになりました。

平成四年三月に施行された暴力団対策法が主に暴力団員への規制であるのに対し、暴力団排除条例は、企業や市民などに暴力団と関係を絶ち、排除することを求めています。これらの条例の最大のポイントは、民間の事業者に対して暴力団への利益供与を禁止していることです。飲食店がみかじめ料を払ったり、ホテルが宴会場を貸し出ししたりすることなどを禁じ、違反を重ねれば事業者名が公表されます。「ピザを配達したらアウト?」「葬儀を申し込まれたら?」など、どこまでが許されるのか

事業者は対応を迫られています。このような条例制定を契機に経営をしていくうえにおいても、取り組みを考えてみましょう。

1 暴力団排除条例の歴史

暴力団の影響力を排除することを目的とした暴力団排除条例は、平成十六年六月に広島県と広島市が公営住宅入居資格について「本人とその同居親族が暴力団対策法に規定する暴力団員でないこと」と規定したところから始まりました。続いて、東京都豊島区、佐賀県で条例が制定され、その他の都道府県でも平成二十二年以降制定の動きが広がり、平成二十三年十月一日には残る東京都・沖縄県で条例が施行されました。

2 東京都暴力団排除条例

(1) 条例の基本理念

「暴力団を恐れない」・「暴力団に金を出さない」・「暴力団を利用しない」+「暴力団と交際しない」

(2) 条例の内容

① 事業者の契約時における措置

契約時に相手方が暴力団員でないことを確認。契約時に相手方が暴力団関係者と判明した場合、催告なく契約を解除できる旨の特約を定めるよう努めること。

② 不動産譲渡等における措置

不動産を譲渡等する場合、暴力団事務所として使用しない旨および、事務所として使用していることが判明した場合、催告なく契約を解除等す

ることができ旨の特約を定めるよう努めること（不動産業者は上記のことを助言すること）。

③ 事業者の暴力団関係者に対する利益供与の禁止

i 事業者は暴力団の威力を利用する目的で利益を提供してはならない（暴力団関係者が利益を受領することも禁止）。

ii 事業者は暴力団の活動を助長する目的で利益を提供してはならない（暴力団関係者が利益を受領することも禁止）。

iii 利益供与違反になる主なケース

・内装業者が暴力団事務所であることを確認した上で、暴力団事務所の内装工事を行う行為

・印刷業者が暴力団員の名称や組織で出す年賀状等の書状を印刷する行為

iv 利益供与違反にならない主なケース

・レンタカー業者が会合のための送迎用に使用するマイクロバスとしてレン

タルしたところ、貸与した相手が暴力団員であることが後から判明した場合

・葬儀業者が身内だけで執り行う暴力団員の葬儀のために会場を貸し出す行為

・コンビニエンスストアが暴力団員に対しておにぎりや清涼飲料水等の日常生活に必要な物品を販売する行為

個々の事案について、外形的な状況からは利益供与違反になるのか否か判断できないような場合は、早い段階で警察に相談するようにしましょう。

3 全国暴力追放運動推進センター（暴追センター）

平成四年三月に暴力団対策法が施行されたのを機に、民間レベルでの暴力団排除運動を支援・推進するために、暴力追放運動推進センター（暴追センター）が各都道府県に一つ設置され、次のような活動が行われています。

(1) 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動：ポスター・パンフレット等の作成・配布、暴力追放県民大会の開催

(2) 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動：暴力追放運動推進組織が行う各種行事の後援

(3) 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

(4) 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動

(5) 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動

(6) 暴力団員を相手とする民事訴訟の支援活動

(7) 暴力団員の不当要求による被害者への支援活動

(8) その他の活動：不当要求防止責任者講習の実施など

4 暴力団対応十原則

暴追センターでは、暴力団からの被害に遭わないために、次のような暴力団対応十原則をまとめています。

(1) 相手（来訪者）を具体的に確認する。

(2) 用件を確認する。
(3) 相手より多い人数で、対応者に有利な場所に対応する。

(4) 言動に注意する。
(5) 理由なき書類は作成に応じない。安易に署名・押印はしない。

(6) 相手の要求に応じ即断、即答はしない。

(7) 一時的には担当者が対応する。

(8) 湯茶の接待はしない。

(9) 会話や対応の内容を記録する。

(10) 警察や暴追センターに通報する。

5 企業そのものの乗っ取りも

近年、暴力団は、組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態においても、政治活動や社会活動を標榜したりするなど、組織の不透明化を進めており、証券取引や不動産取引等の経済活動を通じて資金獲得活動を巧妙化させています。このような暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識を高く持つてい

たとしても、暴力団関係企業等とは知らずに結果的に経済的貢献や取引を行ってしまう可能性があることから、反社会的勢力との関係遮断のための取組みをより一層推進する必要があると

反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであると言えます。さらに、反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取るうとしたりするなど、最終的には、従業員や企業自身に多大な被害を生じさせるものであることから、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠と言えます。

反社会的勢力による被害を防止するためには、組織全体として対応する、暴追センターなどの外部専門機関との連携を図る、取引を含めた一切の関係を遮断する、民事・刑事の法的対応を躊躇しないことが必要ではないでしょうか。

世界の消費税（付加価値税）

日本では、消費税増税の機運が高まっていますが、世界の消費税はどうなっているのでしょうか。

消費税は、世界145カ国で実施されています（アメリカやインドの消費税類似の税を除く）。一般的には付加価値税と呼ばれ、税率の高い国は、平成22年度時点で、1位アイスランド25.5%、2位スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・ハンガリー25%、以下ギリシャ・フィンランドなど23%、ポーランド22%、アイルランドなど21%と続きます。

イタリアでは、平成23年9月17日から、これまで20%の消費税がかかっていたカテゴリー（高級食品、各種飲料、ガソリン、衣料品、靴類、化粧品類、電気製品、自動車の購入代金や、電話料金、パーマ・理髪代、弁護士・税理士への謝礼など）の税率が1%引き上げられました。一方で、4%

（パン、パスタ、牛乳などの食料品と1軒目の自宅の購入費など）及び10%（肉や魚、2軒目の自宅の購入費、電気・ガス料金、飲食店代金、映画館・劇場・競技場入場料など）のカテゴリーの税率は据え置かれました。ちなみに医療費は0%です。

消費税の税率だけを比較してみると、日本の税率は高いとはいえません。しかし、日本では単一税率のため低所得者層の負担が大きくなっているという指摘があります。先進国の大半では、消費税の税率をひとくくりせず、食料品などの生活必需品とそうでない商品とでは、税率を分けて設定しています（多段階方式）。イギリスやアイルランド、メキシコ、オーストラリア等の国々では、食料品の消費税はゼロ（無税）に設定しています。

しかし、こうした多段階方式の税制は、どこからを贅沢品とみなし、どこからを生活必需品とみなすかで議論が紛糾するという問題や、記帳申告実務に多大な労力を要するという問題があります。

「次のジョブズ」は誰？

米アップル創業者スティーブ・ジョブズ氏の訃報は記憶に新しいところです。

ウォールストリート・ジャーナルという雑誌に彼の亡き後を担うITリーダーを占う記事が掲載されました。

記事によると、「第二のジョブズ」の鍵として、「止めどなき自信と（良い意味での）うぬぼれ」を持ち合わせていることが挙げられています。

弱冠27歳の米交流サイト最大手フェイスブックのマーク・ザッカーバーグCEOが、「恩恵を受けるユーザーすらも気づかなかった生活に不可欠なサービスを生み出した」点で挙げられたのに続いて、ソフトバンクの孫正義社長が「休むことを知らない起業家精神やNTTなど既成の大企業への挑戦」を理由に挙げられています。

いずれにしても、次はどんな新商品が現れるのか楽しみです。

エマージェンシートイレキット

防災というと、医療品や防災ズキンなどの防災グッズを思い浮かべますが、トイレへの対応も必要でしょう。阪神淡路大震災、東日本大震災でも大きな問題となりましたが、災害時に限らず停電や断水などの緊急時にも水洗トイレが使えない事態が発生します。

「エマージェンシートイレキット」は、一枚ずつ取り出せるティッシュ方式の衛生的なトイレ袋、し尿をゼリー状に固める凝固剤ポトル、トイレトペーパー、ダイナモライト、手指消毒用除菌ジェル、女性用生理用品、ゴミ箱の7アイテムのセットで、いずれも停電・断水時のトイレ行動を考え抜いてセットされたもの。

高速道路渋滞中などにも出番がありそうです。